

## 犯罪収益移転防止法に係る申告

私は、「外国の重要な公的地位にある者」に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが「外国の重要な公的地位にある者」に該当するかどうかを確認する義務が課せられています。

このため、「外国の重要な公的地位にある者」に該当する場合、本アプリから口座を開設することはできません。

なお、「外国の重要な公的地位にある者」とは以下の者をいいます。  
(過去において該当する場合も含む)

1. 以下の①～④ (過去に①～④であった者を含む)
  - ① 外国の元首
  - ② 外国の政府において以下の職に該当する職にある者
    - ・ 日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
    - ・ 日本における衆議院 (副) 議長、参議院 (副) 議長
    - ・ 日本における最高裁判所裁判官
    - ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
    - ・ 日本における統合幕僚 (副) 長、陸上幕僚 (副) 長、海上幕僚 (副) 長、航空幕僚 (副) 長
  - ③ 外国の中央銀行の役員
  - ④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1に掲げる者の家族 (以下の①～⑤)
  - ① 配偶者 (事実婚を含む。以下同様。)
  - ② 父母
  - ③ 子
  - ④ 兄弟姉妹
  - ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子